



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

改正された「労働者派遣法」の概要

◆法律名変更で「労働者の保護」を明確に

派遣労働者の保護を目的とする「改正労働者派遣法」がついに成立しました。施行期日は「公布の日から6カ月以内」とされています。

法律の正式名称も「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に変更されました。

改正法の主な内容は次の通りです。

◆事業規制の強化

- (1) 日雇派遣（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- (2) グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

◆派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- (1) 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- (2) 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- (3) 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- (4) 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、1人当たりの派遣料金の額を明示
- (5) 労働者派遣契約の解除に際して、派遣元および派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休



業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

◆違法派遣に対する迅速・適格な対処

- (1) 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- (2) 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

課長と一般社員の考えのギャップをどう埋める！？

◆意識の違いはどこから生じる？

公益財団法人日本生産性本部では、管理職層と一般社員層（2011年6月以降における同法人主催の公開セミナー等の受講者）を対象にアンケートを実施し、先日その結果が発表されました。

管理職層の回答の中から「課長職」のみの回答（478件）を、一般社員層の回答の中から「入社2年目社員から係長・主任・職場リーダークラスまで」の回答（381件）を抽出し、比較分析が行われています。

多くの項目で、両者の意識にギャップが生じて

いることがわかりました。

◆コミュニケーションが取れているか？

まず、「部下または後輩とのコミュニケーション」について、「取れていると思う」と回答した課長は79.9%でした。逆に、「上司とのコミュニケーション」について、「取れていると思う」と回答した一般社員は68.8%でした

課長自身が「部下・後輩とはコミュニケーションが取れている！」と勘違い(?)されているケースがあるようです。

◆職場での情報共有がされているか？

次に、「職場での有益な情報共有」について、課長のうち68.0%の人が「共有されていると思う」と回答したのに対し、一般社員のうち53.8%の人が「共有されていない」と回答しました。

情報共有ができていていると思っている割合は課長のほうが高くなっており、ここにもまたギャップが生じています。

◆部下の話をじっくり聴いているか？

また、課長のうち85.6%の人が「部下の話をじっくり聴いている」と思っていますが、一般社員の30.4%は「自分の上司は話をあまり聴かない」と感じているようです。

上司の側は部下の話を聞いているつもりであっても、部下の側はそのように感じていないことも多いようです。

5月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

新年度となり、新入社員を迎えて教育に力を入れている教育担当者や、人事異動により新たな人間関係の元で慣れない仕事に取り組んでいる方、新商品の開発に向けて、日夜試行錯誤されている会社の方なども大勢いらっしゃるのではないかと思います。

当事務所でもこの春より、行政書士事務所として「越智法務行政書士事務所」を立ち上げて、従来の「社会保険労務士」の業務に加えて「行政書士」としての業務も開始しております。

「行政書士」の資格は以前より持っていないながら、今まで使用せずにおりましたが、各方面からの相談事やご依頼内容が、行政書士の業務範囲に含まれるようになってきたことと、当事務所として考えている、ワンストップサービス (色々な相談事を1つの窓口で処理すること) を図っていくためにも、ちょうど良いタイミングだと判断するに至りました。

行政書士の業務範囲は非常に膨大ですが、その中でも「相続」「遺言」「会社設立」「各種事業の許認可申請」等を中心にして、業務を行っていく予定でありますので、「越智法務行政書士事務所」もどうぞよろしくお願ひします。